

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時 (1か月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし※	3点
再診時 (3か月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし※	2点

※マイナ保険証にて資格確認を行っていても、診療情報の取得に同意しない場合はマイナ保険証利用なしの点数を算定いたします。

○上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

○正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。